

保守業務委託約款(EMI-利用者) (Edge AI Station)

EDGEMATRIX 株式会社(以下「甲」という。)は、甲または甲の販売代理店が Edge AI Station の利用者(以下「乙」という。)に提供する Edge AI Station(以下「本システム」という)の保守サービスに関する業務委託について、次のとおり、保守業務委託約款(以下、「本約款」という。)を定める。

乙は、本約款を遵守し、別途、甲または甲の販売代理店と本業務の販売に関する個別契約(以下、「個別契約」という。)を締結することで本約款に基づく保守業務委託契約(以下、「本契約」という。)が締結され、本システムの保守サービスを甲から受けることができる。

第1条. (総則)

1. 本約款は、乙が甲に対して本システムの保守サービスに関する業務(以下「本件業務」という。)を委託し、甲がこれを受託することを目的とする。なお、本件業務の法的性質は、準委任型とする。
2. 甲および乙は、以下の各号に定める事項などを、別紙「本件業務の詳細」にて定めるものとする。
 - (1) 本件業務の内容
 - (2) 本件業務の対象
 - (3) 責任者
 - (4) 業務委託料
 - (5) 作業報告
3. 本件業務に、以下の各号に定める業務は含まれないものとする。以下の各号に定める業務を、乙が甲に発注する場合は、以下の各号に定める業務に関する有償の契約を、本契約とは別に、甲乙間で締結しなければならない。
 - (1) 本システムの開発および仕様変更を伴う改修
 - (2) 本システム以外のシステムの開発、改修、保守および運用
 - (3) Edge AI アプリケーションソフトウェアの移植等のサポート
 - (4) ソフトウェアおよびハードウェアの販売および貸与
 - (5) 乙の使用方法の誤りなど乙の帰責性に起因する本システムの重大な不具合等の修復もしくは復旧
 - (6) 甲以外の第三者が提供するソフトウェアもしくはハードウェアにより生じた、本システムの重大な不具合等の修復もしくは復旧

第2条. (定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で創出される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された情報
- (2) エッジ AI(Edge AI)
データが生成される現場または近傍で行われる AI の処理
- (3) Edge AI Station
Edge AI Box EX シリーズ等に Edge AI Station OS を搭載した Edge AI システム。Edge AI アプリケーションソフトウェアをプリインストールしたものを「Edge AI Station α」、そうでないものを「Edge AI Station」と呼ぶ。
- (4) Edge AI Station OS
Edge AI Station に搭載された Edge AI Station OS プログラムであり、Edge AI のデプロイと運用管理、Edge AI アプリケーションプログラムの実行若しくは画面出力などの操作を行うソフトウ

エアプログラム

(5) Edge AI アプリケーションソフトウェア

Edge AI Station にプリインストールされたソフトウェアプログラムであり、映像等を AI 解析する Edge AI ソフトウェアプログラム

(6) 販売代理店

甲と本業務の販売代理店契約を締結した者

第3条. (連絡)

1. 甲および乙は、本件業務に関する依頼、要請、指示その他の重要な連絡については、甲が提供する問い合わせシステムを通じ、相手方に対して行うものとする。問い合わせシステムのアカウント登録等については甲の指示に従うものとする。
2. 甲および乙は、問い合わせシステムのアカウントを変更する場合、相手方に対して電子メール（電磁的方法を含み、以下同じとする。）により依頼するものとする。

第4条. (再委託)

1. 甲は、本件業務の一部または全部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。
2. 前項の定めに従って再委託先に本件業務の遂行を委託する場合、甲は本約款における自己の義務と同等の義務を再委託先に課すものとする。
3. 甲は、再委託先による業務の遂行について、乙に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、乙の指定した再委託先による業務の遂行については、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第5条. (監査)

1. 乙は、甲およびその再委託先による本件業務の進捗状況を確認する合理的な必要があるときは、監査の日時等について甲との間で事前に協議した上で、甲の作業場所に立ち入り、本件業務の進捗状況の確認につき監査を行うことができる。
2. 甲は、前項の監査に、合理的な範囲内で協力するものとする。

第6条. (有効期間)

本契約の有効期間は、甲または販売代理店と乙との個別契約に記載されたとおりとする。乙は、本契約の有効期間が満了する前までに新たな個別契約を締結することで本契約を延長することができる。

第7条. (サポートチケット)

1. 個別契約にサポートチケットが定義されている場合、乙は甲または販売代理店にサポートチケットの枚数分の問合せを行うことができる。また、乙は必要に応じてサポートチケットの追加購入を行うことができる。
2. 本契約における利用可能なサポートチケットの枚数、価格および有効期間は個別契約に記載されたとおりとする。
3. 乙の障害に関する問合せの原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、サポートチケット利用とみなされない。その他、サポートチケット利用に関する詳細は個別契約に記載されたとおりとする。

第8条. (支払い)

1. 乙は甲に対して、本契約締結日の翌月末日までに、個別契約で定める業務委託料を、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
2. 振込手数料などの業務委託料の支払いに要する費用は、乙が負担する。
3. 乙が本業務を販売代理店から購入した場合は、乙は販売代理店と締結した個別契約に従い業務委託料を販売代理店に支払うものとする。

第9条. (製品保証)

甲は乙に対して、納品時に本システムが正常な性能を備えていることのみを保証し、乙の使用目的への適合性については保証しない。また、Edge AI Box EX シリーズの製品保証内容はEDGEMATRIX 製品保証書に準じるものとする。

第10条. (秘密情報の取扱い)

1. 甲および乙は、本契約に関連して、相手方より開示された技術上または営業上その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、秘密情報を開示する当事者(以下「開示者」という。)の事前の書面による承諾を得ずに、第三者(第4条(再委託)に基づく再委託先を除く。)に開示または漏えいしてはならないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める事項のいずれか一つに該当することを、秘密情報の開示を受ける当事者(以下「受領者」という。)が立証できる情報については、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 受領者は、秘密情報について、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本契約の履行の目的以外で使用、複製および改変してはならず、本契約の履行の目的に合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。
4. 受領者は、秘密情報を、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。
5. 受領者は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
6. 本契約が終了した場合、または開示者の指示があった場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報を消去もしくは開示者に返還するものとする(秘密情報の複製物および改変物も同様とする)。
7. 受領者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、秘密情報の開示を受けることにより、開示者より知的財産権の譲渡、移転または利用許諾を受けるものでないことを確認する。

第11条. (個人情報)

1. 乙は、本件業務の委託に際して、個人情報保護法に定める個人情報、匿名加工情報または仮名加工情報(以下、総称して「個人情報等」という。)を含んだデータを甲に提供する場合には、甲に対し、事前にその旨を明示しなければならない。
2. 乙は、本件業務の委託に際して、個人情報等を含んだデータを甲に提供する場合には、個人情報保護法に定められている手続を履践しなければならない。
3. 甲は、前項に従って個人情報等が提供される場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第12条. (貸与物の管理)

- 本契約に関連して、乙が甲に貸与する資料その他の物品(以下、「貸与物」という。)については、甲は、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 本件業務以外の目的に貸与物を使用してはならない。
 - (2) 貸与物を、善良な管理者の注意義務をもって管理、保管しなければならない。
 - (3) 乙から返還もしくは廃棄を求められた場合、または本契約が終了した場合、甲は自らの費用と責任で、乙の指示に従って、貸与物を甲に返還もしくは廃棄しなければならない。

第13条. (作業報告)

1. 甲は、別紙「本件業務の詳細」に定める報告期日までに、別紙「本件業務の詳細」に定める報告方法で、乙に作業報告を行うものとする。
2. 乙は、別紙「本件業務の詳細」に定める確認期間内に、作業報告を精査することにより、本件業務の実施状況について確認するものとする。
3. 乙は、前項で定める確認の完了の後、疑義があれば再度甲に問い合わせを行うものとし、5営業日を超えて再問合せが無い場合は、甲は本件業務が終了したものと見なすことができる。

第14条. (法令遵守)

甲は、本件業務の実施にあたり、国内外の法令等を遵守するものとする。

第15条. (損害賠償)

甲および乙は、本約款を遵守し、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償(ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。)を請求することができる。

第16条. (解除)

1. 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本約款に定める義務の履行に際して重大な過失または背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲または乙は、相手方が本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

第17条. (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、現在および将来にわたり、自己またはその役員、従業員、実質的に経営を支配もしくはこれに関与する者(以下「役員等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」と総称する。)であること
 - (2) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、本契約に関連して脅迫的な言動をし、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
3. 甲および乙は、自己が本契約に関連して用いる者(個人か法人を問わず、再委託先を含む。)が本条第1項各号に該当し、または、前項に違反した場合、当該者との本契約の解除その他の

必要な措置を講じるものとする。

4. 甲および乙は、相手方が前各項のいずれかに違反した場合、相手方に対して何らの責任を負うことなく、催告なくして直ちに本契約を解除することができるものとする。本項に基づき解除した当事者は、解除に伴い生じた損害および費用について相手方に賠償を求めることができるものとする。

第18条. (権利義務譲渡の禁止)

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第19条. (存続条項)

本契約が終了した場合でも、第 10 条(秘密情報の取扱い)、第 17 条(反社会的勢力の排除)4 項、第 18 条(権利義務譲渡の禁止)、本条、第 20 条(準拠法・管轄裁判所)および第 21 条(不可抗力)の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第20条. (準拠法・管轄裁判所)

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する甲と乙との間における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第21条. (不可抗力)

甲および乙は、自己の合理的な支配が及ばない事由(嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、法令の遵守、サイバー攻撃、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、ストライキ、疫病を含み、これらに限られないものとし、以下「不可抗力」という。)による本契約に基づく自己の義務の不履行または履行遅滞について、相手方に対し責任を負わないものとする。ただし、期日が到来した金銭の支払い債務は、不可抗力によっても免責されないものとする。

第22条. (約款内容の変更)

本約款の変更は、当該変更内容につき事前に甲および乙が協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第23条. (協議)

本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲および乙が協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

別紙「本件業務の詳細」

本件業務の内容	1) 本システムの構成 1 Edge AI Box EX シリーズ(ハードウェア) 2 Edge AI Station OS 3 Edge AI アプリケーションソフトウェア (Edge AI Station α にのみ当該ソフトウェアが含まれる) 2) 保守作業内容 1 性能品質に関する問い合わせへの回答 2 障害発生時の原因調査、報告、障害対策(ハードの場合は修理または交換)、障害対策版の提供 3 各種ソフトウェアのアップデート(パッチ等を含む) 4 作業報告 5 その他、上記に関連する事項 3) 対応時間 (JST) 9:30-17:30(日本の土日祝日を含まない) 4) サポート方法 1 問合せまたは回答は、甲が提供する問合せシステムを通じて行う。 2 甲は電話でのサポートを受け付けない。 3 甲はオンサイトサポートを行わない。乙が必要とする場合は、乙は甲と別途オンサイトサポート契約を締結しなければならない。 4 甲は Edge AI Station へのリモートアクセスサポートを行う場合がある。この時、甲は乙の許可なく録画映像等をダウンロードしてはならない。甲は、リモートサポート実施時にデータの初期化を行う場合があるため、乙は必要なデータを自身で事前にバックアップしなければならない。 5 ハード故障時はセンドバック方式を基本とする。ただし、甲が認めた場合はこの限りではない。故障機の返却時には工場出荷状態に初期化される場合があるため、乙は必要なデータを自身で事前にバックアップしなければならない。	
本件業務の対象製品	名称	個別契約に記載されたとおりとする。 1 Edge AI Station 2 Edge AI アプリケーションソフトウェア
乙の責任者	個別契約に記載されたとおりとする。	
業務委託料(年額)	個別契約に記載されたとおりとする。	
作業報告	内容	本件業務の実施状況を報告する。
	報告期日	問合せを受けた日の翌営業日までに受領確認を含めて報告を行う。また、作業進捗毎に作業状況報告を行う。
	報告方法	問合せシステムを通じて報告する。
	確認期間	乙は、甲の作業状況報告を受領した後、5営業日以内に報告内容を確認する。

附則 2025年7月8日 制定・発効